平成２８年（フ）第２号
函館市弁天町３番９号　コーポブライト202
債務者　菅原　真治
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４２６０号
大阪府八尾市刑部４丁目107番地　プチシャンテ102号
債務者　島内真登加
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９７号
大阪府寝屋川市池田北町28番12号（303号）、前住所大阪府寝屋川市対馬江西町14番９号
債務者　永田　寛祐
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０７号
大阪府池田市豊島北１丁目５番３―67号
債務者　上本造園こと　上本　一男
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８７９号
大阪市北区天満３丁目８番６―705号
債務者　林　　貴之
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１８号
兵庫県伊丹市昆陽８丁目14番地　真福マンション102号、申立時の住所大阪市西成区南津守６丁目５番10号　サウスシックス401号
債務者　一谷　正彦
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３８号
大阪府東大阪市小阪２丁目10番６号　406号
債務者　福里　真弓
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１５７号
大阪府吹田市岸部中４丁目８番32―203号
債務者　三原　孝夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１９号
大阪府高槻市深沢町２丁目２番８―615号
債務者　中川　弘信
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４３号
大阪府枚方市津田元町２丁目12番15号
債務者　小川智恵子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７号
大阪府寝屋川市堀溝北町20番12号、前住所大阪府門真市上島町５番８号
債務者　菅谷　義昭
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４号
大阪市平野区瓜破東２丁目３番２―302号
債務者　菊地まゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目16番23号　出石寿夫方
債務者　小元　　博
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４号
山形県長井市九野本2251番地６
債務者　佐野　清子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１４２号
新潟県南魚沼市塩沢859番地24
債務者　林　　宏和
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
新潟県南魚沼市塩沢859番地24
債務者　林　恵理子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１８０４号
名古屋市中村区上石川町１丁目64番地　コーポみどり402号、従前の住所名古屋市中村区並木２丁目307番地　サンコーポラス３Ｂ号
債務者　鷲塚　里美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０１号
愛知県春日井市乙輪町２丁目７番地１
債務者　別府　久美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部